

## 2 出席停止について

本日の西尾市教育委員会からの文書と同様の内容ですが、改めて掲載いたします。

学校は、児童生徒の安全・安心を最優先に考え、以下のような基準に基づき、出席停止の措置を行います。

児童生徒について、感染が判明した場合、濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者である疑いが生じた場合、発熱等の風邪症状が見られた場合は、本人を出席停止とする。また、同居家族の感染が判明した場合やPCR検査を受検することとなった場合、発熱等の風邪症状が見られた場合も同様とする。

### ○ 児童生徒（本人）が感染等の場合

|            |  | 出席停止の期間  |
|------------|--|--|
| ア 感染       |  | 感染が判明した日から、保健所に登校が許可された日まで   |
| イ 濃厚接触     |  | 保健所により濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間<br>⇒感染が判明すれば、「ア」の期間<br>⇒検査で本人が陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間        |
| ウ 濃厚接触の疑い※ |  | 濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間<br>I 感染が判明すれば、「ア」の期間<br>II 濃厚接触者と認定されれば、「イ」の期間<br>III 濃厚接触の疑いがなくなった日まで |
| エ 発熱等の風邪症状 |  | 症状の出た日から、担当医に登校が許可された日まで<br>PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで   |

\*「濃厚接触の疑い」とは、保健所により濃厚接触者と認定されてはいないが、児童生徒が接觸した人（同居の家族、親戚、習い事の先生や友達など）に感染の疑いがある場合を指します。判断に迷う場合は、一度学校にご相談ください。

### ○ 同居の家族が感染等の場合

|            |  | 出席停止の期間  |
|------------|--|--|
| オ 感染       |  | 感染が判明した日から、保健所に指示された期間<br>⇒児童生徒本人の感染が判明すれば、「ア」の期間<br>⇒児童生徒本人がPCR検査を受け陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間                    |
| カ 濃厚接触     |  | 濃厚接触者と認定された日から、陰性と判明した日まで<br>⇒同居の家族の感染が判明すれば「オ」へ   |
| キ 濃厚接触の疑い  |  | 濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間<br>I 同居の家族の感染が判明すれば、「オ」の期間<br>II 同居の家族が濃厚接触者と認定されれば、「カ」の期間<br>III 同居の家族に濃厚接触の疑いがなくなった日まで |
| ク 発熱等の風邪症状 |  | 症状の出た日から、症状が治まった日まで<br>PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで  |

### ○ ワクチン接種について

- ・ワクチンの接種を行うため、学校を欠席する場合、出席停止とする。
- ・ワクチン接種後、副反応が見られるときには、出席停止とする。

### ○ その他

- ・以上のように、出席停止に該当することが分かった場合は、一刻も早く学校に連絡してください。
- ・「地域での感染者が増加し登校させるのが心配である」「子供は濃厚接触者ではないが、少し心配な状況にある」といった場合も欠席扱いにはしませんので、学校にご連絡してください。プリントやタブレットによる家庭学習を支援していきます。
- ・同居の家族に発熱等の風邪症状がみられた場合も「出席停止」とさせていただきますので、学校への連絡をお願いします。この場合、同居家族の症状が、新型コロナ由来のものではないと医師の診断が得られた場合には、登校することができます。
- ・児童に発熱などの風邪症状があり、すぐに収まった場合（例 前日に発熱して、朝発熱がなかったとき）でも、念のため1日程度、登校をひかえ受診することをお願いいたします。欠席とはなりません。

（連絡先 矢田小学校 59-6162 / 携帯電話080-1576-9428）